

令和7年7月31日

今治市長 徳永 繁樹 様

今治市水道事業経営審議会

会長 内藤 一郎



今後の水道事業経営のあり方について（答申）

今治市水道事業経営審議会は、令和6年11月21日に諮問のあった「今後の水道事業経営のあり方について」に関し、慎重に審議した結果、委員の総意として次のとおり答申します。

【答申】

「水道は、快適な市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインとして、安心・安全な水を安定的に供給することが大切である。このため水道事業者は、持続可能な水道経営が求められることから、経営資源の最適化に取り組まなければならない。一方、使用者に対しては、応分の負担を求めることを原則とされており、今後老朽化する水道施設数が急速に増加することが見込まれる反面、給水人口の減少など将来の水需要予測に鑑みれば、世代間の公平性を保つためにも、負担を次世代へ先送りすることなく定期的な水道料金の見直しが必要であると考えます。但し、今回の見直しに際しては、市民生活への過度な負担とならないよう急激な変化を避けるなど、公営企業としての側面から配慮を望むものである。」

詳細については、以下に記述する。

はじめに

全国の水道事業体においては、平成 12 年をピークに水需要が減少しており、国の推計によると、今後も水需要の減少に伴う給水収益の減少が見込まれている。また、高度成長期に整備された施設の老朽化の進展にあわせて更新需要が増大することに加え、耐震性の早期確保、水道事業の広域化等、各災害への事前対策や水道サービスの維持が喫緊の課題となっている。

今治市の水道事業においても例外ではなく、年々水需要の減少に伴う給水収益の減少により、経営環境の厳しさが増している一方で、「断水のない安定的な供給」や「災害に強い水道」を目指し、老朽施設の更新や耐震化、渇水対策などの事業を推進していかなければならない。

このような状況の中、令和 6 年 11 月 21 日、当審議会は市長から「今後の水道事業経営のあり方について」の諮問を受けた。

当審議会では、諮問以降 4 回にわたり「今治市水道事業の将来のあり方について」、「財政シミュレーションについて」など様々な角度から審議を重ねた。

これまで今治市の水道事業は、水道事業経営戦略の策定や事業統合・既存施設の統廃合等による効率的な事業運営による経営に努めてきたが、今後も着実かつ安定的に水道事業を運営していくためには必要な施設の改良・更新等を引き続き実施していく必要がある。

しかしながら、今後の収支の見通しや資金状況の推移に鑑みると、経営の効率化のみでは必要な施設整備を推進していくことはできず、かつ安定的な経営も持続困難であることから、料金の見直しが必要であるとの結論に至った。

このようなことから、ここに答申を取りまとめたものである。

1 料金改定の必要性について

(1) 収益的収支の見通し

給水収益に大きく影響を与える給水人口の見通しであるが、令和5年度と比較し、令和15年度の給水人口は、約11%減少する見通しで、それに関連して給水量は、約10.5%減少する見通しである。

一方で、不安定な社会情勢の影響や賃金上昇などに伴い調達コストや労働コストが上昇し、修繕費、委託料等の維持管理費などの費用の増大も見込まれる。

このような状況で、水道料金改定をしなければ、令和8年度から収益的収支が赤字となる見込みである。

(2) 水道ビジョンの事業の必要性

今治市では、平成22年に「今治市水道ビジョン」を策定した後、計画に沿って着実に事業を推進し、施設の統廃合、経営改善の側面で一定の効果が得られたが、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が高い確率で見込まれている状況や、近年の異常気象により水不足が懸念される状況等、新たな知見や環境の変化を踏まえて、令和5年5月に改訂を行った。

改訂版水道ビジョンでは、主な事業として、巨大地震等への備えとしての重要給水施設管路の耐震化、瀬戸内特有の渇水対策として予備水源や島しょ部の水融通施設の整備といった災害対策事業を掲げており、事業の実施にあたっては多大な費用を要するが、安定的な水供給のためにはこれらの事業を実施していく必要がある。

改訂版水道ビジョン事業を計画どおり進めると、水道料金を改定しなければ、令和12年度には内部留保資金残高が赤字になる見込みである。

2 料金水準の算定方針について

(1) 総括原価方式と料金算定期間

水道料金は、適正な原価に基づき算定されなければならない。適正な原価を算定する方法として、水道料金算定要領には、人件費、減価償却費等の営業費用に、支払利息と資産維持費である資本費用を加えた総括原価方式による算定方法が示されているが、持続可能な水道事業の運営に向けた適正な料金設定を行うためには、総括原価方式によることが望ましい。

資産維持率は、水道料金算定要領によると3%が標準となっているが、今治市は、これまで料金を抑制するために2%としてきた。今後、社会情勢、物価変動傾向及び金利動向を十分に考慮し、引き続き2%とすることが妥当と考えられる。

次に、料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平性、原価把握の妥当性及び急速かつ大幅に変化する社会経済情勢など諸々の要素を考慮し、ローリングをかけ素早くフィードバックする観点から、3年間が妥当と考える。また、料金改定の時期は、市民への周知期間を確保したうえで、できる限り早期に行うべきである。

(2) 料金改定率

前回の令和4年度における料金改定検討時には、一度に供給単価を総括原価に到達させようとする、約40%の上昇となることから3年毎に4回の改定を行い、令和14年度に総括原価へ到達させることを目指していた。

今回財政シミュレーションを実施したところ、前回と比較して、人口減少による給水収益の減少がさらに大きくなること、ここ数年の物価の高騰や前回未計上分の建設改良費が増加することにより、供給単価を総括原価に1回の料金改定で到達させるには、約36%の改定が必要との結果が示された。

しかし、この改定内容では市民生活、事業活動への影響が大きすぎるため、前回同様に料金改定を段階的に行い総括原価に到達させる方針を採用することとし、試算した結果、内部留保資金において、令和

20年度まで3年毎に9.7%の改定を5回行えば、最も少なくなる時期においても事業運営に支障を来たさない給水収益の半年分程度の資金を確保できる見込みとなった。

以上のことから、今回の算定期間における改定率は9.7%とし、コスト削減などの経営努力ならびに施設規模や施設更新時期の妥当性の検討を行いながら、3年毎に改定率の見直しを図るべきであると考え

3 料金体系について

(1) 料金体系の設定方針

今治市の水道料金は、平成16年度の市町村合併直後は旧市町村ごとに設定されたものであったが、平成22年度に体系、金額ともに統一された。現行の料金体系は、家庭用や業務用などの用途別料金体系、基本水量付き基本料金と従量料金からなる二部料金制、水道を使えば使うほど料金単価が高くなる逓増制であることが特徴である。

これら料金体系は、社会的弱者に配慮されたものであり、今後継続的に料金を改定していくことに鑑みれば、これらを踏襲すべきである

と考える。

ただし、工業用については、基本料金に付加されている基本水量が大きく、原価との乖離が大きいため基本水量を段階的に減らしていくべきである。

なお、湯屋用については、公共性が高いため、今回は改定を行わないことが妥当である。

(2) 配賦方針

基本的な配賦方針は、公平性を確保するため、総括原価のうち需要家費は基本料金に、変動費は従量料金に、固定費は負荷率に基づき基本料金・従量料金に配賦することが理に適っている。

しかし、今回の料金改定は、近年の物価高騰を考慮し、急激な料金単価の変動を起こさないように、社会的弱者への配慮として、配賦率を一定とする（料金単価（基本料金、従量料金）に改定率を乗じる）ことが望ましいと考えられる。

4 付記事項

(1) 島しょ部収支不足額の補てん

今治市では、現在、採算が取れない地域への水道サービスを維持するための行政政策として、島しょ部の収支不足額に対し、一般会計から繰入を行っている。

公営企業の独立採算の原則から、本来は受益者が全額負担すべきであると考えるが、島しょ部という地勢的な事情もあり、他地域と比較して過疎化、人口減少がより進展しているため、収益が少ないうえに単位水量あたりのコストが高くなる地域であること、他方、人口減少を政策的に緩和しながら域内産業を維持することなどを考慮し、今後も、収支不足額の補てんを継続すべきである。

(2) 経営改善に向けた不断の努力

公営企業は、経済性を発揮して能率的・合理的に運営されなければならない、水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価であることが水道法上求められている。

これまで今治市が取り組んできた改善に向けた姿勢を今後も継続し、更なるコスト削減に努めながら、安定給水を維持する必要がある。

そのため、給水人口や給水量の変化に合わせたダウンサイジング、DX、民間委託の検討などを行うことが肝要である。こうした取組を実践することで、将来的な維持管理及び更新にかかる費用を抑制するなど、更なるコスト削減を図るよう求める。

(3) 使用者の理解を得る周知努力

水道事業を円滑に運営していくためには、使用者に、水道に対する関心を持ってもらい、水道事業を知り・学び・理解を深めてもらうことが不可欠である。

そのためには、水道施設の耐震化や渇水対策事業の必要性や取組状況、経費削減への取組や経営状況等について、使用者に対し、分かりやすく情報を発信し続けることが大切である。また、使用者の意見に耳を傾け、使用者に寄り添った説明をするなど、広報・広聴活動を強

化し、水道という貴重な財産を次世代へと適切に引き継ぐという意識を醸成していくことも必要である。

さらに、将来の水道事業を支える若い世代に対しても、SNSなどの媒体も活用しながら、水道の重要性を認識してもらうことが、持続可能な事業運営につながるものとする。

(4) 計画の時点更新

2(2)に記載したとおり、現在の試算では、3年毎に9.7%の改定を5回行うと総括原価に到達し、資金残高も事業運営に支障を来さない給水収益の半年分を確保できる見込みであるが、料金改定が短期間に繰り返されることは市民生活や事業活動に与える影響が大きい。そこで、施設の健全度を保ちながら使用年数の延長ができないか、給水量の変化に応じ施設規模が適正であるか等、適時適切に計画の見直しが行われるべきであるとする。